

■ Article ■

資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当—混合配当事件—

最高裁令和3年3月11日判決（令和元年（行ヒ）第333号）

民集75巻3号418頁

税理士 関根 美男

【事実の概要】

- 1 連結親法人である内国法人が、完全支配する外国子会社（米国デラウェア州法に基づいて設立されたLLC）から、資本剰余金1億ドル（79億5,100万円）および利益剰余金5億4,400万ドル（432億5,344万円）を原資とする合計6億4,400万ドル（512億444万円）の剰余金の配当を収受し、資本剰余金からの配当について1円の備忘価格を付したうえで関係株式の帳簿価額約208億6,980万円との差額約129億1,880万円（資本剰余金からの配当79億5,100万円を控除）を関係会社（LLC）株式譲渡損として損金とするとともに、利益剰余金からの配当432億5,344万円の益金不算入割合95%に相当する約410億円を益金不算入として、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで（以下「平成24年度」という。）の法人税の連結確定申告をした。これに対し、平成26年4月28日付で、所轄税務署長は、資本剰余金からの配当と利益剰余金からの配当の決議は別々に行われているものの、これらの配当の効力が同日に発生していること等から、全額を資本の払戻し（法人税法24条1項第3号（筆者注：平成27年法律第9号による改正前のもの。現4号。以下同じ））に該当するとして、資本剰余金配当に係る関係株式譲渡損を約41億円、利益剰余金配当に係る益金不算入額を約327億円と算定し、法人の平成24年度の連結所得金額を約80億円増額する更正処分を行った。原告は、当該更正処分を不服として、本件更正処分のうち連結所得金額が本件申告に係る金額を超え、翌期へ繰り越す連結欠損金額が本件申告に係る金額を下回る部分の取消しを求めた事件である。
- 2 第一審判決（東京地判平成29年12月6日：税資267号-146（順号13095）TAINSコード：Z267-13095）は、「法人税法施行令23条1項3号（筆者注：平成26年政令第138号による改正前のもの。現4号。以下同じ。）の定めは、資本剰余金と利益剰余金の双方を原資とする剰余金の配当への適用に当たり、当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額を超える『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』が算出される結果となる限りにおいて法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効であるというべきであり、この場合の『払戻し等の直前の払戻等対応資本金額等』は、当該剰余金の配当により減少した資本剰余金の額と同額となるものと解するのが相当である。」と判示し、更正処分の取消しを認容した。これに対して、国が控訴したが、控訴審判決（東京高判令和1年5月29日：税資269号-53（順号13276）TAINSコード：Z269-13276）も納税者勝訴の判断をした。なお、「利益剰余金を原資とする配当については法23条1項

1号が、資本剰余金を原資とする配当については法24条1項3号がそれぞれ適用される（例外として、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、いずれの配当が先に行われたとみるかによって課税関係に差異が生ずるものについては、これを『資本の払戻し』と整理し、同配当は同号の規律に服すると解される。）。そして、本件資本配当と本件利益配当とは別個独立したものであると認められるから、本件資本配当は法24条1項3号により、本件利益配当は法23条1項1号によりそれぞれ規律され、本件配当に対する課税は、原判決別表1のとおり行われるべきことになる。」と法令の文言にこだわった見解を判示している。そこで、国が、上告受理を申し立てた。

【判旨】

上告棄却。

- 1 「会社法における剰余金の配当をその原資により区分すると、①利益剰余金のみを原資とするもの、②資本剰余金のみを原資とするもの及び③利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とするものという3類型が存在するところ、法人税法24条1項3号は、資本の払戻しについて『剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限る。）…』と規定しており、これは、同法23条1項1号の規定する『剰余金の配当（…資本剰余金の額の減少に伴うもの…を除く。）』と対になったものであるから、このような両規定の文理等に照らせば、同法は、資本剰余金の額が減少する②及び③については24条1項3号の資本の払戻しに該当する旨を、それ以外の①については23条1項1号の剰余金の配当に該当する旨をそれぞれ規定したものと解される。したがって、利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当は、その全体が法人税法24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当するものというべきである。以上によれば、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当について、利益剰余金を原資とする部分には法人税法23条1項1号が適用されるとした原審の判断には法人税法の解釈を誤った違法がある。」と原審の法解釈の誤りを指摘した。
- 2 そのうえで、「株式対応部分金額の計算方法について定める法人税法施行令23条1項3号の規定のうち、資本の払戻しがされた場合の直前払戻等対応資本金額等の計算方法を定める部分は、利益剰余金及び資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当につき、減少資本剰余金額を超える直前払戻等対応資本金額等が算出される結果となる限度において、法人税法の趣旨に適合するものではなく、同法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効というべきである。」と判示し、第一審地裁と同様の判断をして国の上告を棄却した。

【解説】

- 1 国税庁は、本判決を受けて、令和3年10月25日付で、—現行の法人税法施行令23条1項4号及び同様の規定である所得税法施行令61条2項4号について、本件判決に従い、混合配当があった場合に算出される直前払戻等対応資本金額等につき減少資本剰余金額を上限として取り扱うこと、—この取扱いは、過去に遡って適用されるので、再計算の結果、過去に行った申告内容等に異動が生じた株主等について、納付税額が過大となる場合には、国税通則法の規定に基づき所轄の税務署に更正の請求を行うことができる—旨の内容を公表した。その後、令和4年度税制改正において、該当する施行令に、括弧書きを書き加える改正をした。
- 2 デラウェア州の会社法では、利益剰余金が不足する場合であっても、日本の会社法と異なり¹、当該事業年度の純利益を含めた額を限度として剰余金の配当を行うことができるものとされている（米国デラウェア LLC 法 18-607 (a)²）。米国 LLC は前期末では赤字だが、期中に複数の子会社から受けた6億4,400万ドルを日本親会社（全株を所有）への還流を考えた場合に、剰余金の配当が可能になるのである。債権者保護手続きは求められていないのであろう。
- 3 ところで、会社法は、その他資本剰余金とその他利益剰余金のいずれからも配当が行える場合において、そのどちらを減少させるかについては、会社法および会社計算規則にも何ら規定は設けられておらず、剰余金の配当を行う株式会社が適宜定めることとなっている（会 454、計 22.23）。つまり、利益の分配であっても、資本の払戻しであっても、会社財産の払出しは全て剰余金の配当として整理している。これに対して、税法は資本の払戻しと利益の配当を峻別しなければならないことと、会社の意図的な操作を排除するため、平成18年度税制改正で、払戻し原資が利益剰余金のみである場合には、利益部分の払戻し（法法 23①の配当等）とし、払戻し原資に資本剰余金が含まれている場合には、それ以外の払戻し（資本部分と利益部分の払戻し（法法 24のみなし配当））と規律した（法法 24①四）。
- 4 平成13年度の税制改正において、株主等が拠出した部分の金額と法人が稼得した部分の金額とを峻別し、両者を混同しないという基本的な考え方に基づいてプロラタ計算が創設されたのだが、平成18年度の税制改正で、この計算式の分子の項目が（実際の支出額から会計上の値に）変更されたことにより、交付金銭等の額の内訳が利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする場合（混合配当）に、資本剰余金をどれだけ充当するかが法人の決議に委ねられることになったわけである。もちろん、平成13年度税制改正前のように、法人が任意にみなし配当を完全に遅延させるような租税回避行為はできず、交付金銭等の全額を資本剰余金によった場合でも、必ず利益積立金額の減少が生じることになる計算式である。
- 5 会社法では、利益から資本への流れが許容されてきた（無償増資³）。いった

ん資本(資本金又は資本準備金)に組み入れた後に、資本を払戻しする際には、必ず「その他の資本剰余金」に振り替えた後に払い出される(計23一、27①一)ので、その他の資本剰余金を原資とする資本の払出しが行われた場合には、その中身の履歴が明らかにされなければならない。無償増資、無償減資を繰り返すと、資本剰余金の配当に資本に組み入れた利益剰余金が含まれていることになる。金子宏名誉教授も、「資本剰余金の中には、株主の払込部分と、利益剰余金から払い込まれた部分とが混在している」と指摘している⁴。

- 6 本判決は、決議が別でも同時支給である(国の主張と同様に解釈)ので「利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当は、『その全体が』⁵法人税法24条1項3号に規定する資本の払戻しに該当するものというべきである。」としたが、「混合配当があった場合に算出される直前払戻等対応資本金額等は、減少資本剰余金額を上限とする」と判断し計算した。一方、被上告人である納税者は、別々の決議であるとして、資本剰余金を原資とする部分は法人税法24条1項3号の資本の払戻しに、利益剰余金を原資とする部分は同法23条1項1号の剰余金の配当にそれぞれ該当するとして計算した。しかし、結果は、最高裁のみなし配当(法法24)の金額と納税者の受取配当(法法23)の金額は同額になり、所得に差が出るものにはならなかった(計算式の分数が分母より分子が大きい場合は1とする⁶ことから)事件である。

【検討課題】

- 1 原審は、「例外として、資本剰余金と利益剰余金の双方を同時に減少して剰余金の配当を行った場合において、いずれの配当が先に行われたとみるかによって課税関係に差異が生ずるもの…」と述べていたが、これは、配当順序が払戻等対応資本金額等の算式中の簿価純資産額に影響を及ぼすことにより、その分数式(払戻資本割合)が相違する(法令23①ニイ、四イ(1))ことに起因する。しかし、本判決は、決議が別でも同時支給である場合は計算式の分母の簿価純資産額に影響させないと判断している。したがって、一部の論者が主張する「先後関係問題」は起こらないはずである(何故なら、混合配当の場合、まず払戻等対応資本金額等を算定するからである)。影響が出るのは、別々に剰余金の配当をする場合である。受取配当金の益金算入額を引き下げるために、利益剰余金を原資とする配当を先に行うと、後からの資本剰余金を原資とする配当時には、みなし配当部分が減少し資本金等の払戻しが増え、株式譲渡益が増えることになる。つまり、譲渡益が多く計上される場合は、資本の払戻しを先行あるいは混合配当として扱う方が有利となり、譲渡損が計上される場合あるいは譲渡損益が発生しない場合には、利益配当を先行すると課税上有利になることになる。もっとも、株主の有利不利を、剰余金の配当を支払う会社側が担っているわけで、完全支配関係のように株主総会での株主の発言力が強くなければ操作は困難である。

- 2 本件は、利益積立金がマイナスの状態の下で行われた（当期の利益であり）課税未済の配当であるが、地裁は、「当該剰余金の配当の時点ではいまだ課税されていなかったとしても、いずれは課税されるものというべきであるから…、二重課税を避けるための益金不算入という法人税法の趣旨はこの場合にも妥当するものと解される。」と述べている。米国LLCは前期末では赤字だが、期中に複数の子会社から受けた6億4,400万ドルで課税所得が発生し、配当した年度で課税されるということを述べているのであろう。地裁のこの文言から、米国LLCがパス・スルー課税を選択してないことが理解できる。米国LLCが、パス・スルー課税を選択しているとするならば、全株所有する日本親会社が米国で申告義務を負っている⁷はずであるので、混合配当の問題はそもそも起きないことになるからである。
- 3 本件は、海外子会社の95%益金不算入と資本剰余金からの配当に係る関係株式譲渡損を計上している。完全支配関係の内国法人間で行う資本の払い戻し（法法24①四）の場合は、平成22年度の税制改正で、株式譲渡損益を計上しない（課税の繰り延べ（法法61の13①）ではない）ことになっている（法法61の2⑱）が、本件のような完全支配関係の海外子会社との場合は株式譲渡損益の規制の対象になっていない。

以上

¹ 前期末が債務超過の場合、会社法461条の分配可能額の計算（増減）に当期の純利益を含むとは規定していない。そして、会社計算規則29条1項にも「その他利益剰余金の増加」にその他資本剰余金からの振替規定はない。したがって、日本の会社法では前期末で債務超過の状態でも剰余金の配当は認められない。

² <https://delcode.delaware.gov/title6/c018/sc06/index.html>

³ 会社法創設当初（H18～21年）は、資本準備金とその他資本剰余金のみの資本組入れが認められていた（計48①一、二）が、その後、金銭出資等を行うことなく資本金を増加させたいというニーズがあるとして、平成21年に会社計算規則が改正（計25①一、二）され、利益準備金やその他利益剰余金の資本組入れが、商法時代のように再び認められるようになった。一方、現行法人税法は、利益積立金額の資本組入れが行われた場合（資産の交付がないので）みなし配当課税はない。そして、利益準備金やその他利益剰余金が資本に組み入れられた場合には、当該組み入れられた金額は、税務上、利益積立金額の減少とはせず、また、資本金等の額も変動しない。つまり、法人税法上は「増資」とならないのである。

⁴ 金子宏『租税法24版』（弘文堂、2021年）379頁。

⁵ 『』は筆者が加筆した。

⁶ 旧法人税法施行令23条1項3号に前期末簿価純資産価額がゼロ以下の場合「1」とすると括弧書きで現法人税法施行令23条1項4号と同様に規定している。

-
- ⁷ 米国連邦税法上「Disregarded Entity」となり、日本親会社が Form1120-F にて申告納税することになる。